

第73回

定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2021年6月25日(金曜日)

午前10時

(受付開始は、午前9時を予定しております。)

開催
場所

大阪府高槻市野見町2番33号

高槻現代劇場 中ホール

(文化ホール 地下2階)

書面または電磁的方法(インターネット等)による
議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時30分まで

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主総会へのご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は感染拡大予防のため、マスク着用、体温測定、会場内への入場制限などの措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お土産の取り止めについて】

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
〈添付書類〉	
事業報告	15
計算書類等	33
監査報告書	37

【会場変更時のご案内】

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所(開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻)等を当社ウェブサイト(<http://www.marudai.jp/>)にてご案内いたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

丸大食品株式会社

証券コード: 2288

招集ご通知

証券コード2288
2021年6月3日

株主各位

大阪府高槻市緑町21番3号

丸大食品株式会社

代表取締役社長 井上俊春

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主総会へのご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方なども株主総会へのご来場を見合わせていただくこともご検討ください。

なお、株主の皆様におかれましては、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権のご行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2	場 所	大阪府高槻市野見町2番33号 高槻現代劇場 中ホール(文化ホール 地下2階) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所(開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻)等を当社ウェブサイト(http://www.marudai.jp/)にてご案内いたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。</u>
3	目的事項	報告事項 1. 第73期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【スマートフォンによる議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使につきましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

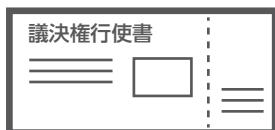
なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.marudai.jp/>）に掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.marudai.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として監査を受けております。

議決権行使についてのご案内

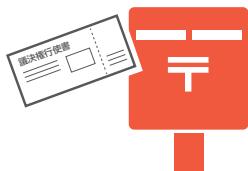
株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



1. 株主総会へご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2021年6月25日（金曜日）午前10時



2. 書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効



3. インターネット

右記手順をご参照ください。

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分受付分まで有効

議決権電子行使プラットフォームについて

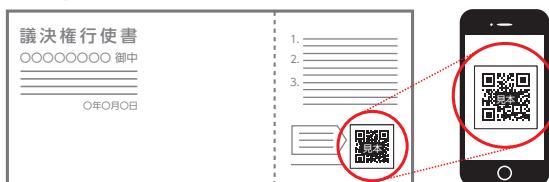
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

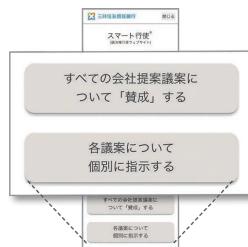
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

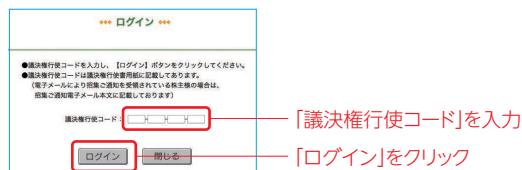
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

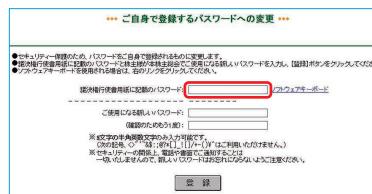
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の1つとして位置付けており、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、連結業績を勘案し、前期実績から5円減配の1株当たり30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき30円 総額 762,077,430円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 くだら とくお 百済 徳男	代表取締役会長	100%（14回／14回）
2	再任 ふくしま しげき 福島 成樹	常務取締役	100%（14回／14回）
3	再任 かとう のぶよし 加藤 伸佳	取締役	100%（14回／14回）
4	再任 みしま こうじ 三島 孝司	取締役	100%（14回／14回）
5	新任 さとう ゆうじ 佐藤 勇二	常務執行役員	—
6	新任 たなか としお 田中 利雄	執行役員	—
7	再任 かねこ けいこ 金子 啓子	社外 独立 取締役	93%（13回／14回）
8	新任 ふちざき まさひろ 淵崎 正弘	社外 独立 —	—

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

くだら
百濟

とくお
徳男

(1939年2月2日生)

再任



取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
42,400株

略歴、地位、担当

1960年2月 当社入社
1970年3月 当社購買部長
1973年4月 当社取締役
1981年10月 当社常務取締役
2001年4月 当社代表取締役社長
2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社パイオニアフーズ代表取締役会長

取締役候補者とした理由

百濟徳男氏は、当社の経営全般に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役として高い能力と見識を備え、代表取締役に就任以来、多くの成果を上げ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

ふくしま
福島

しげき
成樹

(1963年10月9日生)

再任



取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
3,200株

略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社
2011年4月 当社執行役員
2017年4月 当社上席執行役員
2017年6月 当社取締役
2021年4月 当社常務取締役 (現任)

担当：食肉事業部、フードサプライ営業部担当、ハムソー事業部長

重要な兼職の状況

ホルンマイヤー株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

福島成樹氏は、当社の食肉事業部門や海外事業部門等における豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役として高い能力と見識を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

かとう
加藤

のぶよし
伸佳

(1960年1月14日生)

再任



略歴、地位、担当

2010年4月 株式会社三井住友銀行 天王寺駅前法人営業部長
2012年5月 当社入社
2012年5月 当社執行役員経理部長
2013年6月 当社取締役経理部長（現任）

担当：経理部長

取締役候補者とした理由

加藤伸佳氏は、当社の経理財務部門における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、取締役として高い能力と見識を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上の事から、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
5,200株

候補者
番号

4

みしま
三島

こうじ
孝司

(1966年4月1日生)

再任



略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社
2016年4月 当社関東工場長
2017年4月 当社執行役員関東工場長
2018年4月 当社執行役員ハムソー生産部長兼ハムソー商品企画部長
2019年6月 当社取締役資材部、ロジスティクス部、中央研究所担当、ハムソー事業本部長、ハムソー生産部長、ハムソー商品企画部長
2019年10月 当社取締役資材部、ロジスティクス部、中央研究所担当、ハムソー事業本部長、ハムソー生産部長

2021年4月 当社取締役資材部担当、ハムソー生産部長（現任）

担当：資材部担当、ハムソー生産部長

取締役候補者とした理由

三島孝司氏は、当社の生産部門等における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、取締役として高い能力と見識を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献してまいりました。以上の事から、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社の株式の数
600株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

候補者
番号

5

さとう
佐藤

ゆうじ
勇二

(1964年12月25日生)

新任



略歴、地位、担当

1983年3月 当社入社
2005年4月 当社関東統括営業部広域営業部長
2009年3月 当社営業本部営業部長
2012年4月 当社中四国統括営業部長
2013年4月 当社執行役員営業部長
2018年4月 安曇野食品工房株式会社代表取締役社長
2021年4月 当社常務執行役員（現任）

所有する当社の株式の数
2,000株

取締役候補者とした理由

佐藤勇二氏は、当社の営業部門やグループ会社経営等における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断しております。以上の事から、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

たなか
田中

としお
利雄

(1963年1月9日生)

新任



略歴、地位、担当

1985年4月 当社入社
2019年4月 当社執行役員総務人事部長兼環境保全推進室長（現任）
担当：総務人事部長兼環境保全推進室長

取締役候補者とした理由

田中利雄氏は、当社の総務人事部門や生産部門における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断しております。以上の事から、同氏は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
1,000株

候補者
番号

7

かねこ
金子

けいこ
啓子

(1958年11月27日生)

再任

社外

独立



取締役会への出席状況
93% (13回/14回)

所有する当社の株式の数
0株

■ 略歴、地位、担当

1981年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2007年4月 同社情報セキュリティ本部長
2014年4月 同社リーガル本部本部長付個人情報保護担当理事
2014年10月 株式会社ベネッセホールディングス セキュリティ・コンプライアンス本部長
2016年6月 同社情報セキュリティ本部長
2018年4月 大阪経済大学経営学部ビジネス法学科准教授（現任）
2019年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

大阪経済大学経営学部ビジネス法学科准教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

金子啓子氏は、法務部門や情報セキュリティ部門における専門的な知識を有しており、幅広い経験と高い見識を備え、当社の経営全般に助言を頂戴することで社外取締役としての職責を果たしております。以上の事から、同氏は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督する適切な人材であると期待し、社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当

- 1979年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 2007年4月 株式会社三井住友銀行執行役員事務統括部長
- 2008年4月 同行執行役員事務統括部・事務推進部副担当役員
- 2009年5月 株式会社J S O L顧問
- 2009年6月 同社取締役専務執行役員
- 2010年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員
- 2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
株式会社日本総合研究所取締役
- 2011年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
- 2012年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
- 2015年5月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員
- 2019年6月 同社取締役会長
- 2020年6月 同社特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

淵崎正弘氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の経営全般に助言を頂戴することで、社外取締役としての職責を果たしていただけるものと判断しております。以上の事から、同氏は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督する適切な人材であると期待し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金子啓子氏及び淵崎正弘氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えております。両氏の選任が承認された場合、当社は金子啓子氏を独立役員として届け出を継続し、淵崎正弘氏は新たに独立役員として届け出をする予定であります。なお、淵崎正弘氏は、過去10年において当社の特定関係事業者（主要な借入先）である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、同行を退職して6年が経過しております。当社の「社外役員独立性基準」に関しては、14頁をご参照ください。
 3. 当社は、金子啓子氏との間で、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。また、淵崎正弘氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は取締役の任期中に更新を予定しております。
 5. 金子啓子氏の当社取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役澤中義和氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

みやち とおる
宮地 亨

(1959年9月1日生)

新任



略歴、地位

1983年4月 当社入社
2008年6月 丸大サービス株式会社監査役
2018年6月 丸大サービス株式会社監査役退任
2020年4月 株式会社パイオニアフーズ総務経理部長
2020年6月 同社取締役（現任）

監査役候補者とした理由

宮地亨氏は、グループ会社の監査役や当社の総務人事部門等における豊富な業務経験と幅広い知識を有しており、当社の監査体制の充実に貢献していただけると判断し、監査役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数
300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認された場合、宮地亨氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は監査役の任期中に更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役田淵謙二氏の選任決議の有効期間は満了となりますので、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

たぶち けんじ
田淵 謙二 (1959年5月18日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株

略歴

1990年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
塚口法律事務所入所
1995年4月 田淵法律事務所開設
2001年6月 田淵・西野法律事務所開設（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

補欠社外監査役候補者とした理由

田淵謙二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、取引関係及び特別の利害関係はありません。
2. 田淵謙二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出いたします。なお、当社の「社外役員独立性基準」に関しては、14頁をご参照ください。
4. 当社は、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。本議案が承認され、田淵謙二氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

以上

社外役員独立性基準

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- (1) 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）
- (2) 下記、①から⑨に過去3年間において該当していた者
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な借入先（注4）又はその業務執行者
 - ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者
 - ⑧ 当社グループから、一定額を超える寄付金（注5）を受領している者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (3) 上記（1）、（2）に該当する者が重要な地位にある者（注6）である場合において、その者の配偶者又は2親等内の親族

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度末におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度末における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。

注4：当社グループの主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

注5：一定額を超える寄付金とは、法人その他の団体に対する寄付金が、年間1,000万円以上又はその法人その他の団体の売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

注6：重要な地位にある者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の重要な業務を執行する者をいう。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いております。緊急事態宣言の発出が繰り返され、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは不透明で、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。

当業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などの影響から、内食や中食需要の高まりが見られる一方で、外食需要が落ち込むなど、生活様式や市場環境に大きな変化が生じており、新しい消費動向への対応が課題となっております。また、消費者の根強い節約志向を背景に価格競争が一層激しくなるなど厳しい状況が続きました。食肉相場におきましては、国産牛肉は前半は外出自粛要請の影響による需要減少から下落しましたが、後半から前年を上回る推移となり、国産豚肉は家庭内消費の需要拡大などから前年を上回って推移しました。また、海外調達先からの供給の不安定さを受け、輸入牛肉は前半の高値から一転、前年を下回り、後半は再度上昇に転じました。輸入豚肉は不安定な動きを繰り返すなど、食肉相場は先行きが見通しにくい展開となりました。

このような状況のなか、当社グループは、お客様に、より安全でより安心して召し上がっていただける食品を提供する総合食品メーカーとして、真に社会的存在価値が認められる企業を目指し、企業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比4.7%減の2,341億52百万円、営業損失は3億30百万円（前年同期は営業利益26億17百万円）、経常利益は同94.1%減の1億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同74.9%減の4億14百万円となりました。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

【セグメント別業績】

	売 上 高 (注)			セグメント利益又は損益 (△)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
加工食品事業	170,648 百万円	161,266 百万円	△5.5 %	1,668 百万円	△935 百万円	—
食肉事業	75,024 百万円	72,734 百万円	△3.1 %	900 百万円	547 百万円	△39.2 %
その他	147 百万円	150 百万円	2.4 %	48 百万円	57 百万円	17.7 %
合 計	245,820 百万円	234,152 百万円	△4.7 %	2,617 百万円	△330 百万円	—

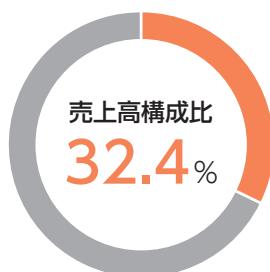
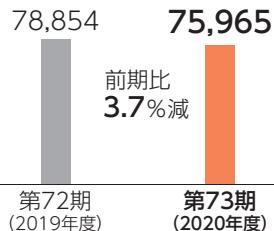
(注) 売上高には、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

加工食品事業

ハム・ソーセージ

売上高

(単位：百万円)



■燻製屋熟成あらびき
ポークウィンナー ホワイト



■いつも新鮮ロースハム 4連

ハム・ソーセージ部門では、新型コロナウイルス感染症の影響から、内食需要の高まりを受け、「燻製屋熟成あらびきポークウィンナー」や「いつも新鮮ロースハム」などの主力商品を中心に、各種キャンペーンを実施し売上拡大を図りました。また、「燻製屋熟成あらびきポークウィンナー ホワイト」などの新商品投入や、様々なシーンに合ったメニュー提案を実施するなど、家庭用商品の拡販に努めました。一方で外食需要低迷の影響から、一部の業務用食材の売上高が伸び悩んだほか、中元・歳暮ギフトは市場全体の落ち込みに加え、外出自粛要請の影響もあり売上高が減少しました。以上のことから、当部門の売上高は前年同期比3.7%の減収となりました。

加工食品事業

調理加工食品

売上高

(単位：百万円)

91,794

85,300

前期比
7.1%減

第72期
(2019年度)

第73期
(2020年度)



■ビストロ倶楽部
ビーフカレー 中辛



■海老スンドゥブ

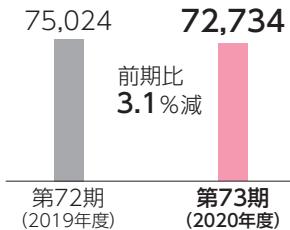
調理加工食品部門では、コロナ禍における消費変動が激しくなるなかで、家庭での内食化傾向に加え、備蓄用商品の需要が高まったことなどから、「ビストロ倶楽部ビーフカレー」シリーズなどのレトルト商品を中心に販売促進を実施し売上拡大を図りました。また、「スンドゥブ」シリーズは、「海老スンドゥブ」などの新商品投入や、SNSを活用した販促を実施し、新規購買層獲得に努めたことなどから売上高を伸ばしました。一方で、外出自粛要請や在宅勤務などの影響から、都市部を中心としたコンビニエンスストア向け商品が低調に推移したほか、競合他社参入も重なったブラックタピオカ入り飲料の売上高が大きく減少したことなどから、当部門の売上高は前年同期比7.1%の減収となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は前年同期比5.5%減の1,612億66百万円となりました。売上高の減少や販売競争激化による低価格化、原材料価格の上昇などから、9億35百万円のセグメント損失となり、前年同期を大きく下回りました（前年同期は16億68百万円のセグメント利益）。

食肉事業

■ 売上高

(単位：百万円)



■ ブラックアンガスピーフ



■ 浪漫牛

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、牛肉につきましては、国産牛肉は量販店向けに売上高を伸ばしましたが、外食向け輸入牛肉が低調に推移したことなどから、牛肉全体の売上高は前年を下回りました。豚肉につきましては、アウトパック商品の売上高を伸ばしましたが、海外調達先からの供給量減少や外食需要の回復の遅れなどから、豚肉全体の売上高は前年を下回りました。鶏肉につきましては、輸入品の国内在庫量が増加し販売単価を低下させたことにより売上高は減少しました。

以上の結果、食肉事業の売上高は前年同期比3.1%減の727億34百万円となりました。セグメント利益は、外食需要低迷などにより、前年同期比39.2%減の5億47百万円となりました。

その他事業

その他事業の売上高は前年同期比2.4%増の1億50百万円、セグメント利益は前年同期比17.7%増の57百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の増強、合理化や品質向上などを中心に投資を行い、総額で61億33百万円を実施しました。

なお、設備投資総額には有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く今後の経営環境は、少子高齢化に伴う国内消費構造の変化、慢性的な人手不足を背景とした人件費・物流費等のコスト上昇、及び国内外の疫病の影響による畜肉の原料価格変動など、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済全般への影響が懸念されます。

このような環境のもと、経営課題を解決すべく、新たに2021年4月を起点とした中期三ヵ年経営計画（2021年4月～2024年3月）を策定いたしました。丸大食品グループは、この計画を実現することで真に社会的価値が認められる企業であることを模索し意欲的な取り組みを確実に積み重ね、「スピード」感を持って、「タイミング」を逃さず、「チャレンジ」を続けることで持続的な成長と更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第70期	第71期	第72期	第73期 (当連結会計年度)
		2017年4月～ 2018年3月	2018年4月～ 2019年3月	2019年4月～ 2020年3月	2020年4月～ 2021年3月
売 上 高		239,586 ^{百万円}	243,030 ^{百万円}	245,820 ^{百万円}	234,152 ^{百万円}
経 常 利 益		2,820 ^{百万円}	2,724 ^{百万円}	3,118 ^{百万円}	183 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		1,842 ^{百万円}	1,463 ^{百万円}	1,653 ^{百万円}	414 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		70 39 ^{円 銭}	57 48 ^{円 銭}	65 04 ^{円 銭}	16 31 ^{円 銭}
総 資 産		131,146 ^{百万円}	132,626 ^{百万円}	131,854 ^{百万円}	133,546 ^{百万円}
純 資 産		76,984 ^{百万円}	76,094 ^{百万円}	75,056 ^{百万円}	77,680 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産		2,998 47 ^{円 銭}	2,971 34 ^{円 銭}	2,930 66 ^{円 銭}	3,033 83 ^{円 銭}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。
3. 2018年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第70期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
丸大ミート株式会社	30 百万円	100.0 %	食肉の販売
戸田フーズ株式会社	349	100.0	加工食品の製造及び販売
丸大フード株式会社	80	100.0	加工食品、食肉の販売
株式会社ミートサプライ	30	100.0	食肉の加工及び販売
安曇野食品工房株式会社	495	100.0	加工食品の製造及び販売

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社を含め28社、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	事業内容
加工食品事業	ハム・ソーセージ、調理加工食品の製造及び販売
食肉事業	食肉の加工及び販売
その他事業	保険代行業等

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社：大阪府高槻市緑町21番3号

支店：東京支店（東京都）

営業所：北海道営業部（北海道）、東北営業部（宮城県）、東日本営業部（東京都）、西日本営業部（大阪府）、中四国営業部（広島県）、九州営業部（福岡県）

工場：北海道工場（北海道）、岩手工場（岩手県）、新潟工場（新潟県）、関東工場（栃木県）、茨城工場（茨城県）、横須賀工場（神奈川県）、湘南工場（神奈川県）、静岡工場（静岡県）、松阪工場（三重県）、高槻工場（大阪府）、岡山工場（岡山県）、広島工場（広島県）、唐津工場（佐賀県）

② 子会社：丸大ミート株式会社（本社：東京都大田区）

戸田フーズ株式会社（本社：埼玉県戸田市）

丸大フード株式会社（本社：大阪府大阪市）

株式会社ミートサプライ（本社：大阪府高槻市）

安曇野食品工房株式会社（本社：長野県松本市）

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,107名	169名増

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員3,177名(前連結会計年度比48名減)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額(残高)
株式会社三井住友銀行	3,744 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,797
農林中央金庫	2,322
住友生命保険相互会社	1,196
株式会社りそな銀行	1,084

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 26,505,581 株 (自己株式1,103,000株を含む)
(3) 当期末株主数 22,592 名 (前期末比2,816名増)
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
丸大共栄会	1,950 千株	7.67 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,328	5.23
兼松株式会社	1,192	4.69
公益財団法人小森記念財団	1,050	4.13
株式会社三井住友銀行	887	3.49
三井住友信託銀行株式会社	864	3.40
住友生命保険相互会社	860	3.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	786	3.09
農林中央金庫	642	2.52
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	524	2.06

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てております。
2. 持株比率は、小数第3位を切捨てております。
3. 当社は、自己株式1,103,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
百 濟 徳 男	代表取締役会長		(株)パイオニアフーズ 代表取締役会長
井 上 俊 春	代表取締役社長		
倉 森 義 雄	専務取締役	総務人事部、フードサプライ営業部、 品質保証部担当	(株)丸大サービス 代表取締役社長
澤 田 安 司	常務取締役	惣菜事業本部、関連管理部、 情報システム部、東京支店担当、 経営戦略室長	
福 島 成 樹	取締役	食肉事業本部担当、営業本部長	ホルンマイヤー(株) 代表取締役社長
加 藤 伸 佳	取締役	経理部長	
三 島 孝 司	取締役	資材部、ロジスティクス部、 中央研究所担当、ハムソー事業本部長、 ハムソー生産部長	
嶋 津 享	取締役		
金 子 啓 子	取締役		大阪経済大学経営学部 ビジネス法学科准教授
澤 中 義 和	常勤監査役		
松 澤 貴	常勤監査役		
西 村 元 昭	監査役		弁護士 (株)ニッカトー社外取締 役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、嶋津享氏及び金子啓子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、松澤貴氏及び西村元昭氏は、社外監査役であります。
 3. 大阪経済大学及び株式会社ニッカトーと当社との間には特別の関係はありません。
 4. 取締役嶋津享氏、金子啓子氏及び監査役松澤貴氏、西村元昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

5. 監査役澤中義和氏は、長年、当社の財務・経理部門を担当しており、また、監査役松澤貴氏は、金融機関における長年の経験と知識から、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当期中の監査役の異動
2020年6月26日開催の第72回定時株主総会において、任期満了により奥平卓司氏が退任し、松澤貴氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 当期末後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2021年4月1日付

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
倉森義雄	専務取締役 総務人事部、フードサプライ営業部、品質保証部担当 (株)丸大サービス代表取締役社長	取締役 (株)丸大サービス代表取締役社長
澤田安司	常務取締役 惣菜事業本部、関連管理部、情報システム部、東京支店担当、経営戦略室長	取締役 安曇野食品工房(株)取締役会長
福島成樹	取締役 食肉事業本部担当、営業本部長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長	常務取締役 食肉事業部、フードサプライ営業部担当、ハムソー事業部長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長
三島孝司	取締役 資材部、ロジスティクス部、中央研究所担当、ハムソー事業本部長、ハムソー生産部長	取締役 資材部担当、ハムソー生産部長

※2021年4月1日付で以下のとおり、組織を変更しております。
 ハムソー事業本部及び営業本部を廃止し、ハムソー事業部を新設しております。
 また、ロジスティクス部をハムソー事業部に編入しております。
 食肉事業本部を食肉事業部に改称しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくための動機づけとして、従来の業績・慣例等を踏まえた支給基準及び業績等に対する各取締役の貢献度に基づき、取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。なお、取締役の報酬は、原則として、固定報酬及び業績連動報酬の賞与とし、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針については、一定の割合は定めず、従来の業績・慣例等を踏まえた支給基準や事業規模が同程度の会社の報酬基準を参考に、取締役会より指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申の内容に基づいて決定するものとしております。

また、決定方針は、取締役会及び代表取締役の諮問に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬等に関する報酬制度の妥当性及び適切な運用等を指名報酬諮問委員会が審議し、取締役会へ答申したうえで、取締役会の決議により決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由としては、個人別の報酬額の原案について、指名報酬諮問委員会が決定方針との妥当性を含めた多角的な審議・検討を行い、取締役会に答申しているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の額は、2011年6月29日開催の第63回定時株主総会において月額300万円以内（うち社外取締役分は月額300万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社の監査役の報酬の額は、1994年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	159	159	—	9
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(—)	(2)
監 査 役	29	29	—	4
(うち社外監査役)	(16)	(16)	(—)	(3)

④業績連動報酬等に関する事項

当社は取締役に対して短期業績連動報酬制度を導入しております。

業績連動報酬等の額の算定方法としては、連結営業利益の上限1%を目途に総額を決定しており、役位、職責、従来の業績・慣例等を踏まえた役付毎の支給基準に則り、個人別の配分額の前案を作成しております。その原案について、指名報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申したうえで、取締役会の決議により個人別の業績連動報酬等の額を決定しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益としております。また、当該業績指標を選定した理由としては、連結営業利益は、当社グループの事業成績を表す指標であり、当社グループとして重要な指標として認識しているためです。

なお、当連結会計年度における営業損失は3億30百万円であることから、業績連動報酬等の支給はございません。

(4) 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区分	氏名	取締役会 (出席回数/開催回数)	監査役会 (出席回数/開催回数)	主な活動状況
取締役	嶋津 享	14回/14回	—	社外取締役である嶋津享氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、長年にわたる会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員長及び指名報酬諮問委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。
取締役	金子 啓子	13回/14回	—	社外取締役である金子啓子氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、法務部門や情報セキュリティ部門における専門的な知識を備え、幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、コンプライアンス委員会委員及び指名報酬諮問委員会委員を務め、経営の健全性とコーポレートガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

区分	氏名	取締役会 (出席回数/開催回数)	監査役会 (出席回数/開催回数)	主な活動状況
監査役	松澤 貴	11回/11回	11回/11回	社外監査役である松澤貴氏には、金融機関における長年の経験に基づき、取締役会において、企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	西村 元昭	14回/14回	15回/15回	社外監査役である西村元昭氏には、弁護士として法務に携わっているほか、他社の監査等委員も務めており、その高い専門性と豊富な経験に基づき、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 監査役松澤貴氏につきましては、2020年6月26日就任後の状況を記載しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 70百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役から、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が会計監査人としての適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と判断した場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令・定款及び社会的倫理の遵守について規定した「丸大食品グループ行動基準」に従って職務を執行し、独立社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」が丸大食品グループ全体のコンプライアンス状況の監督及び遵守の推進を行います。

また、内部通報制度として「丸大食品グループ内部通報規程」を制定し、法令及び定款に違反する行為を未然に防ぐため、取締役及び使用人に周知徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類並びに取締役の職務執行に関する重要な情報等は「文書規程」に従い、適切に保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、「丸大食品グループ危機管理規程」を制定し、食品企業グループとしての「食の安全・安心」の確保及び重大な事故、災害等に迅速に対応するための体制を構築、整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する事項について、経営会議にて事前審議の上「取締役会規程」及び「取締役会運営要領」に従い、定期的に開催する取締役会において迅速かつ適正な意思決定を行います。また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の効率的な職務の執行を確保するため、「組織職務分掌権限規程」を制定し、職務権限、指揮命令系統、その他の組織に関する基準を定め当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割分担等を明確化します。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務執行部門から独立した内部監査室が、当社グループの監査を実施し、コンプライアンス体制の整備、運用状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、当社及び主要な当社子会社の取締役が出席するグループ会社会議を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に報告するよう義務付けているほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、もしくは法令及び定款に違反する事実等、当社の業務に影響を与える重要な事項について、遅滞なく当社に報告を行う体制を整えます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査を実効的に行うために、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し、適正に人員を配置します。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項の決定は、監査役会から事前に同意を得るものとします。また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実及び法令、定款に違反する事実等が発生した場合、またはこれらの事実の報告を受けた場合及び内部通報・相談窓口への情報は、遅滞なく監査役に報告する体制を整えます。

また内部監査室、品質保証部は、監査結果を、定期的及び必要に応じて監査役に報告を行います。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受け監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する旨の社内規程を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役及び社外取締役を含む取締役と定期的に意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査室、品質保証部等の内部監査部門等と緊密な連携を図ります。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社の取締役会及び監査役会は、業務執行部門から独立した内部監査室から当期に実施した当社グループの業務監査及び内部統制状況の評価内容の報告を受け、指摘事項等について適宜指導し、体制整備を推進いたしました。

(2) コンプライアンス体制

当社は、独立社外取締役が委員長を務めるコンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンス教育状況の確認・監督を行うとともに、当社グループ全従業員に対して、「コンプライアンス意識調査」を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動等、当社グループの実態を調査いたしました。調査結果については、コンプライアンス委員会から取締役会に報告し、従業員のコンプライアンス意識向上及び周知徹底を図りました。また、当社グループのコンプライアンスリーダー・担当者に対して、eラーニングによる研修を実施し、コンプライアンスの重要性に関して教育を行い、当社グループ全従業員へコンプライアンス意識の浸透、さらなる向上に努めました。

(3) リスク管理体制

当社は、事業活動に潜在するリスクを事前に想定し、リスク管理を適切に行うために制定している「丸大食品グループ危機管理規程」に基づき、事業活動に影響を及ぼすリスクが発生した場合には、社内規程に則り、危機管理委員会を開催するなど迅速に対応し、リスク管理体制の維持に努めました。

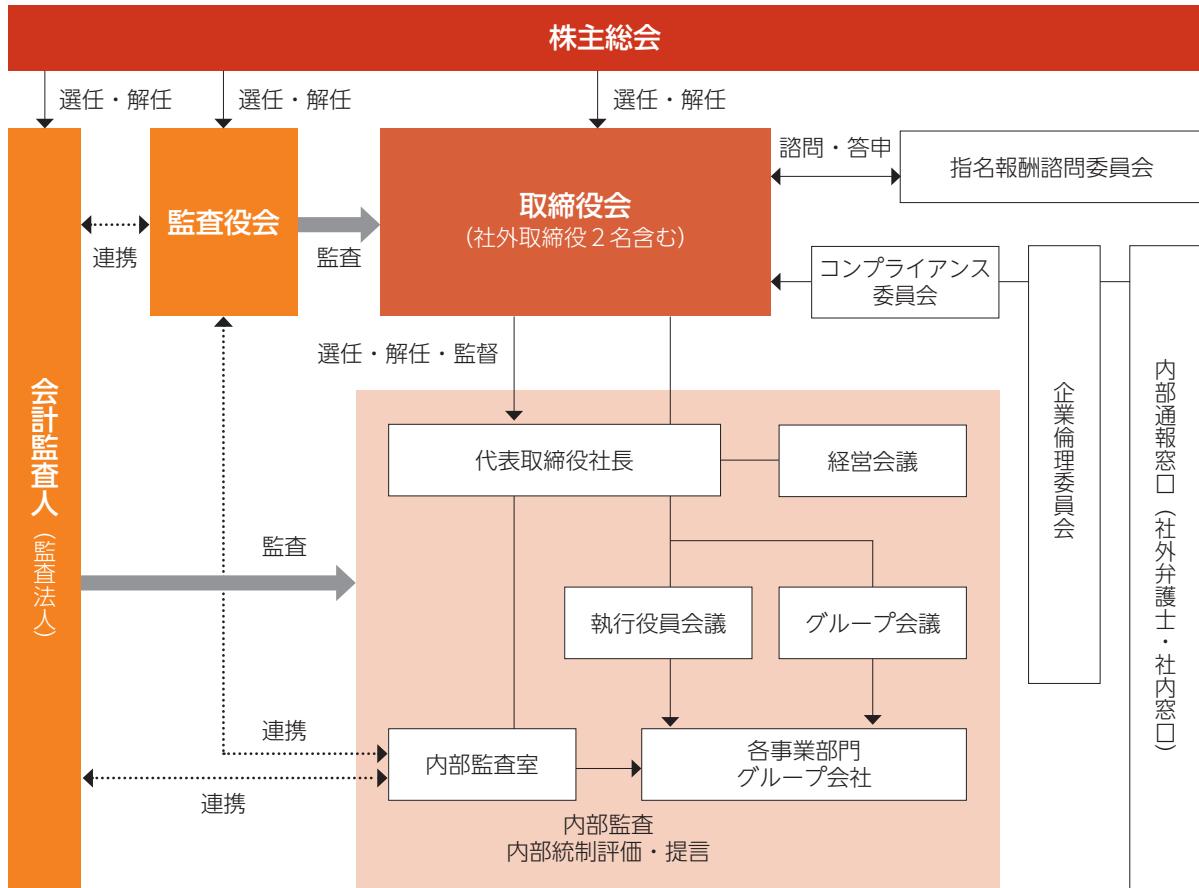
(4) 取締役の職務執行

当期は、取締役会を14回開催し、重要事項の審議・決議を行ったほか、取締役から業務執行状況の報告を受けました。また、取締役の効率的な職務の執行を確保するため、「組織職務分掌権限規程」の見直しをいたしました。

(5) 監査役の職務執行

当期は、全監査役が出席した監査役会を15回開催し、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の決議及び協議・審議を行ったほか、代表取締役及び社外取締役を含む取締役との意見交換会を半期ごとに開催いたしました。また、会計監査人及び内部監査室等の内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて、当社の状況を適時適切に把握いたしました。

ご参考 コーポレートガバナンス体制図



8 反社会的勢力排除に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日付政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に従って行動することとし、2008年1月28日開催の取締役会において決議した「基本原則」に則り、行動しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 反社会的勢力の排除に向けた取り組みは企業組織として対応し、総務人事部総務課を事務局としております。
- ② 外部専門機関との連携として、全国警察署・(公財)大阪府暴力追放推進センター・大阪府企業防衛連合協議会と連携しております。
- ③ 反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断しております。
- ④ 反社会的勢力との有事における民事・刑事の法的対応については、顧問弁護士の指導に従っております。
- ⑤ 反社会的勢力との裏取引や資金提供の禁止は無論のこと、暴力団追放3ない運動「恐れない。金を出さない。利用しない。」を全社挙げて、企業活動全般に徹底させるために、あらゆる努力を傾注しております。

計算書類等

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	52,269
現金及び預金	8,476
受取手形及び売掛金	26,138
商品及び製品	9,592
仕掛品	377
原材料及び貯蔵品	5,797
その他	1,900
貸倒引当金	△12
固定資産	81,277
有形固定資産	60,346
建物及び構築物	18,152
機械装置及び運搬具	15,812
工具、器具及び備品	1,567
土地	18,839
リース資産	5,065
建設仮勘定	908
無形固定資産	2,779
投資その他の資産	18,150
投資有価証券	13,314
関係会社株式	166
長期貸付金	18
退職給付に係る資産	1,580
繰延税金資産	317
その他	2,866
貸倒引当金	△112
資産合計	133,546

負債の部	
流動負債	43,515
支払手形及び買掛金	20,236
短期借入金	7,890
1年内返済予定の長期借入金	2,657
リース債務	905
未払金	9,146
未払法人税等	187
未払消費税等	264
賞与引当金	850
その他	1,376
固定負債	12,351
長期借入金	4,649
リース債務	4,296
繰延税金負債	1,439
退職給付に係る負債	1,308
その他	657
負債合計	55,866
純資産の部	
株主資本	71,305
資本金	6,716
資本剰余金	22,086
利益剰余金	45,200
自己株式	△2,697
その他の包括利益累計額	5,761
その他有価証券評価差額金	5,944
繰延ヘッジ損益	34
為替換算調整勘定	34
退職給付に係る調整累計額	△251
非支配株主持分	612
純資産合計	77,680
負債・純資産合計	133,546

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		234,152
売上原価		184,688
売上総利益		49,464
販売費及び一般管理費		49,794
営業損失		330
営業外収益		
受取利息及び配当金	338	
不動産賃貸料	172	
その他	385	896
営業外費用		
支払利息	233	
その他	148	381
経常利益		183
特別利益		
固定資産処分益	316	
負ののれん発生益	997	
投資有価証券売却益	1	1,315
特別損失		
固定資産処分損	260	
減損損失	299	
特別退職金	204	764
税金等調整前当期純利益		734
法人税、住民税及び事業税	328	
法人税等調整額	△79	249
当期純利益		485
非支配株主に帰属する当期純利益		70
親会社株主に帰属する当期純利益		414

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	37,321	流動負債	32,061
現金及び預金	2,898	支払手形	96
受取手形	32	買掛金	15,332
売掛金	18,175	短期借入金	7,210
商品及び製品	6,246	1年内返済予定の長期借入金	2,619
仕掛品	263	リース債務	53
原材料及び貯蔵品	4,408	未払金	5,784
短期貸付金	2,535	賞与引当金	378
その他	2,763	その他	586
貸倒引当金	△3	固定負債	7,164
固定資産	69,301	長期借入金	4,549
有形固定資産	31,678	リース債務	110
建物	8,069	繰延税金負債	2,250
構築物	580	関係会社事業損失引当金	6
機械及び装置	10,058	その他	247
車両運搬具	9	負債合計	39,226
工具、器具及び備品	1,280	純資産の部	
土地	10,894	株主資本	61,428
リース資産	124	資本金	6,716
建設仮勘定	661	資本剰余金	22,073
無形固定資産	2,568	資本準備金	21,685
投資その他の資産	35,055	その他資本剰余金	387
投資有価証券	13,272	利益剰余金	35,336
関係会社株式	5,337	利益準備金	1,676
賃貸等不動産	7,684	その他利益剰余金	33,660
関係会社長期貸付金	6,985	別途積立金	20,050
その他	2,585	固定資産圧縮積立金	67
貸倒引当金	△809	繰越利益剰余金	13,542
資産合計	106,623	自己株式	△2,697
		評価・換算差額等	5,968
		その他有価証券評価差額金	5,933
		繰延ヘッジ損益	34
		純資産合計	67,397
		負債・純資産合計	106,623

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		160,146
売上原価		129,072
売上総利益		31,073
販売費及び一般管理費		32,309
営業損失		1,236
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,813	
不動産賃貸料	566	
その他	215	2,594
営業外費用		
支払利息	109	
不動産賃貸費用	294	
その他	86	490
経常利益		867
特別利益		
固定資産処分益	307	
関係会社事業損失引当金戻入額	1	
投資有価証券売却益	0	310
特別損失		
固定資産処分損	186	
減損損失	299	
特別退職金	204	
関係会社投資損失	3	693
税引前当期純利益		483
法人税、住民税及び事業税	△68	
法人税等調整額	△28	△97
当期純利益		580

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸大食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸大食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸大食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

丸大食品株式会社 監査役会

常勤監査役 澤 中 義 和 ㊟

常勤監査役 松 澤 貴 ㊟

監 査 役 西 村 元 昭 ㊟

(注) 監査役松澤貴及び監査役西村元昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

M E M O

M E M O

株主総会会場ご案内図



交通



会場

阪急「高槻市」駅 徒歩約7分

JR「高槻」駅南口 徒歩約15分

大阪府高槻市野見町2番33号

高槻現代劇場 中ホール (文化ホール 地下2階)

電話 072(671)1061



会場変更時のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所(開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻)等を当社ウェブサイト(<http://www.marudai.jp/>)にてご案内いたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

お土産の取り止めについて

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。